

静医発第101号
令和2年4月9日

都市医師会長様

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平幸一



感染症法に基づく届出の基準等における
新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

標記の件につきまして、静岡県健康福祉部長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

同通知では、今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について、アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラン、インドネシア、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、ドイツ、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、バチカン、パナマ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ポーランド、マルタ、マレーシア、モナコ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク及びルーマニアとし、本年4月3日より適用することとなりました。

なお、厚生労働省では、今後取扱いに変更がある場合には別途連絡することとしております。
つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。



医 疾 第 49 号
令 和 2 年 4 月 7 日

一般社団法人 静岡県医師会会長 様

静岡県健康福祉部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等に
おける新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

日ごろ、本県の健康福祉行政の推進について、御理解と御協力をいただき厚くお
礼申し上げます。

さて、令和2年4月2日付け事務連絡にて厚生労働省健康局結核感染症課から別
添のとおり、標記通知がありましたので、貴会会員等への周知をお願いします。

担当 疾病対策課感染症対策班
電話 054-221-2986

事務連絡
令和2年4月2日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記のとおり変更することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いします。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」（令和2年3月26日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）は本日をもって廃止します。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の（4）イ及びウで示されている「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イスラエル、イタリ

ア、イラン、インドネシア、英國、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サンマリノ、シンガポール、イスス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、ドイツ、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、バチカン、パナマ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ポーランド、マルタ、マレーシア、モナコ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク及びルーマニアとする。

2 適用日等

令和2年4月3日より適用することとし、同日以降の医師の診断より、届出通知の別紙「第7 指定感染症」の（4）イ及びウについて「発症前14日以内にアイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラン、インドネシア、英國、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サンマリノ、シンガポール、イスス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、ドイツ、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、バチカン、パナマ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ポーランド、マルタ、マレーシア、モナコ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク及びルーマニアに渡航又は居住していたもの」と取り扱うこととする。

また、今後取扱いに変更がある場合、別途厚生労働省健康局結核感染症課より連絡する。

新型コロナウイルス感染症にかかったかも しないと思われた方からの相談を受け付ける 「帰国者・接触者相談センター」を県内の 9保健所に設置し24時間電話相談を受付中

以下の流れ図で、「**帰国者・接触者相談センターへ電話☎**」となつた方は、
24時間いつでも(土日祝日も可)相談センターに電話してください



お住いの市町	保健所	平日8:30~17:15	それ以外の時間 (土日祝も含む)
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	賀茂保健所	☎ 0558-24-2052	
熱海市、伊東市	熱海保健所	☎ 0557-82-9125	
沼津市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町	東部保健所	☎ 090-7038-4727	
御殿場市、小山町	御殿場保健所	☎ 0550-82-1224	☎ 090-3309-6707
富士市、富士宮市	富士保健所	☎ 0545-65-2156	
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	中部保健所	☎ 054-625-7084	
磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、湖西市、森町	西部保健所	☎ 0538-37-2255	
静岡市	静岡市保健所	☎ 054-249-2221	
浜松市	浜松市保健所	☎ 053-453-6118	